

入 札 書 比 較 価 格	¥5,540,000 円
予定価格（消費税含）	¥6,094,000 円

令和 8 年度

工事番号 第 58 号

量水器交換工事（第 1 工区）

特 記 仕 様 書

七戸町字 七戸 地内外

七 戸 町 水 道 事 業

目 次

1. 適用範囲
2. 完成期間
3. 遵守事項
4. 疑義
5. 取替対象メーター
6. 業務要領
7. 給水装置工事主任技術者の職務
8. 取替後の漏水及び苦情処理等
9. 損害賠償
10. その他特記事項
11. 提出書類
12. 地区別明細書
13. その他

1. 適用範囲

本仕様書は、七戸町水道事業（以下、町という。）が発注する量水器交換工事（以下、工事という。）に適用するものであって、法令その他特別に定められるものの他は、すべて本仕様書に準拠し、監督員の指示によって工事の施工にあたらなければならない。

2. 完成期間

完成期間は、契約締結の翌日から、令和9年2月26日とする。

3. 遵守事項

- ① 請負者は、工事従事者の名簿を提出すること。
- ② 工事に際しては、事前に使用者等へ取替の主旨を十分に説明し承諾を得ること。また、安全・衛生面に留意し、水道事業の信用失墜に至る行為は厳に慎むこと。
- ③ 原則として休日・夜間は業務を行わないこと。ただし、使用者等の都合により日時の指定があれば受諾すること。
- ④ 量水器は精密機械であり、その取り扱いには細心の注意をはらうこと。
- ⑤ 業務に必要な車両・燃料及び工具等はすべて請負者が負担すること。
- ⑥ 監督員から貸与された個人情報を含むデータについては絶対に紛失・漏えいしないように取扱いに注意し、業務完了後速やかに監督員に返納すること。
- ⑦ 請負者は、業務中に事故があったときは直ちに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について監督員に報告書を提出すること。
- ⑧ 請負者は、監督員から報告を書面にて求められた場合には、詳細な報告書を作成し速やかに提出すること。

4. 疑義

設計書の内容に疑義のあるものについては、すみやかに監督員と協議の上その指示決定にしたがうものとする。

5. 取替対象メーター

町が指示したメーターとする。取替実施対象地区は別紙添付の表のとおりとする。また、町が支給したメーターを使用する。

6. 業務要領

① 検定満了メーター取替

- (1) メーター検定が満了に近づいたメーターを取り外し、支給メーターを取り付けるもの。また、隔側表示器及び付属品一式を交換し、水栓番号等のシールを張り付けるものとする。
- (2) 取替が原因による給水装置等の不具合は、請負者の責任において速やかに現状復旧をはかり監督員に報告し指示に従うこと。また、これに要するすべての費用は請負者の負担とする。

② 工事

- (1) 取替にあたり止水栓破損による交換工事が必要な場合には、その旨を速やかに監督員に報告し指示に従うこと。
- (2) 漏水等を発見した場合は、その旨を速やかに監督員に報告し、必ず使用者等にも報告すること。
- (3) 漏水等を発見した場合で、使用者が不在の場合は取替をせず、所定の用紙を投稿したのちにその旨を速やかに監督員に報告すること。

③ 施工時期

- (1) 交換は毎月検針期間を除く 6 日から 25 日までの間を施工可能期間とする。
- (2) 報告期間は毎月 26 日までとする。(休日の場合は、監督員と協議する。)

④ 注意事項

- (1) メーターボックス内の土やゴミはきれいに取り除き、メーターや給水管に汚水・土砂等が混入することがないようにすること。
- (2) 新メーター取付後、漏水の有無及び取付方向の正誤を確認すること。
- (3) 取替時の止水栓等の開閉には十分な注意をはらうこと。とりわけ大口径メーターの取替時には細心の注意をはらい濁流を流入させないこと。
- (4) 業務従事者は、町請負業者にふさわしい服装と対応を常に心がけ、使用者等に不安や不快感を抱かせないようにすること。

7. 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置主任技術者は、技術上の管理及び従事者に対する指導監督を行うとともに、業務に関する一切の事項を処理し監督員と緊密な連絡を取り業務の円滑で迅速な進行をはかること。特に大口径のメーターの取替時は、現地にて技術上の管理及び従事者に対する指導監督を行うこと。

8. 取替後の漏水及び苦情処理等

取替日以後6か月の間に使用者等からの漏水報告及び苦情等があった場合は、請負者の責任において速やかに処理し、また、その経過と結果を監督員に詳しく報告すること。また、これに要するすべての費用は請負者の負担とする。

9. 損害賠償

請負者が業務を履行した際の過失等が原因の損害賠償については、すべて請負者の負担とする。

10. その他特記事項

特 記 事 項	特 記 事 項 の 内 容
低 入 札 調 査 契 約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡 易 型 建 設 副 産 物 実 態 調 査	全ての工事において工事完了後、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」により、実施書のデータFDを提出する。なお、パソコン環境の状態により、データFDの提出が困難な場合は企画整備課へ連絡のうえ、調査票の提出とする。 上記「入力システム」は建設課より貸与する。
建設工事に係る資材 の再資源化等に関す る法律第12条につ いて	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材 の再資源化等に関す る法律第18条につ いて	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第18条第1項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、請負者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
工事カルテ作成、登録	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂

	正時のみ登録するものとする。) また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
完成検査等申請	完成検査実施予定の前月 15 日までに予定日を監督員に報告のこと。
青森県産業廃棄物税	本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでい るものである。
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3 m 程度の長さに切断、1 m 未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、適正に処理すること。
仮設足場	本工事で使用する足場は、手摺先行型足場とする。 なお、これに寄り難い場合は、監督員と協議し変更できるものとする。
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第 4 条 5 項について	（請負代金が 150 万円以上の工事の場合に限る。） 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式（別表－2、3）により提出できる。
配置技術者の増員	専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、青森県低入札価格調査制度運用マニュアルの重点対策基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、落札者が開札日から過去 2 年以内に完成した県発注工事、あるいは開札時点で施工中の県発注工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合には、主任（監理）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置するものとする。 ① 70 点未満の工事成績評定（当初設計金額 5000 万円以上の工事に限る）を通知された企業。 ② 施工中または施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。 ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者若しくは監督職員から書面により警告若しくは注意を受けた企業。 ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。

	なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとする。
共通仕様書の遵守	「青森県県土整備部制定の共通仕様書・第1編共通編・第1章総則を熟読の上、当該規定事項を遵守すること。 尚、工事施工に際しては、特に環境対策、近隣住民対策等を十分に図り地域住民とトラブルの生じないように、工事施工関係者全員で注意して施工すること。」
交通対策	1）請負者は、道路交通法第77条（道路の使用の許可）の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けること。 2）施行箇所については、交通及び歩行者などの安全対策に万全を期すること。
地下埋設物について	請負者は、工事着手前にN T Tケーブル等地下埋設物に関して、関係機関への照会、協議の上施工すること。
施工対策	布設工事の施工に先立ち、家屋並びに給水管等の事前調査を行い監督員と協議の上施工すること。
低入札調査契約 その2	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工計画書を工事着手前に監督職員に提出すること。
土工	簡易土留及び素掘等を行う際は十分安全に留意すること。掘削後、湧水等地山の変調を感じた場合、速やかに工事を中止し監督員と協議すること。
工事請負契約書第2 5条第5項（単品ス ライド条項）について	本工事は、当該条項を適用対象とする。また当該条項については、青森県土整備部の運用基準・運用ルールを準用し、施工するものとする。
埋戻しに使用する土 について	現場密度の測定について、路体路床ともに最大乾燥密度の 90%を確保すること。
路盤について	「青森県県土整備部制定の共通仕様書・土木工事施工管理基準及び規格値」を熟読の上、当該基準を遵守すること。
暴力団員等による不 当介入に対する通 報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び受注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

1 1. 提出書類

本工事において請負者は、監督員の指示に従い次の書類を提出しなければならない。

(1) 契約書に基づいて提出する書類

名称	提出期日	部数	条項	備考
工 程 表	契 約 締 結 後 1 4 日 以 内	1 部	3 条	
施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下 請 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	7 条	
現 場 代 理 人 等 通 知 書	着 工 時	1 部	1 0 条	
支 給 材 料 受 領 書	引 き 渡 し の 日 か ら 7 日 以 内	1 部	1 5 条	
完 成 届	工 事 完 成 の 日 か ら 5 日 以 内	1 部	3 1 条	
引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	3 1 条	
請 求 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	3 2 条	

(2) その他提出書類

名称	提出期日	部数	備考
工 事 写 真	工 事 完 成 の 日 か ら 5 日 以 内 及 び 必 要 の 都 度	1 部	工事写真全部
事 故 報 告 書	発 生 時	1 部	
建 設 業 退 職 者 共 済 組 合 の 発 注 者 用 掛 金 収 納 書	契 約 締 結 時 又 は 事 情 が あ る 場 合 は 契 約 締 結 後 1 ヲ 月 以 内	1 部	
履 行 報 告 書	毎 月 1 回 監 督 職 員 の 指 定 日	1 部	

1 2. 地区別明細書

別表 1 のとおり

1 3. その他

量水器交換時に、隔測板に排水設備検査済証が付いている場合は支給する
新たな検査済シールを同じ個所に貼り付けること。